

重 要 事 項 説 明 書 (令和3年度 にしの杜保育園)

保育の提供の開始にあたり、施設がご利用者に説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 一真会
所 在 地	秋田県横手市十文字町睦合字川井川47番地
電 話 番 号	0182-55-3315
代 表 者 氏 名	理事長 佐々木 幸雄

2 施設の概要

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	にしの杜保育園 (にしのもりほいくえん)
施 設 の 所 在 地	秋田県横手市十文字町植田字一ト市 127 番地 3
連 絡 先	電話番号 0182-23-7061 FAX 0182-23-7062
管 理 者	園長 有原 養子
対 象 児 童	児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満3歳以上の児童 42人 満1歳以上満3歳未満の児童 22人 満1歳未満の児童 6人
開 設 年 月 日	令和 2年4月1日
特別保育の実施状況	延長保育、病児保育(体調不良児対応型)、乳児保育 障がい児保育、一時預かり保育
自己評価・第三者評価(外部評価)の概要	チェックリストによる自己評価を年1回実施し、次年度の「全体的な計画」の編成に活かすようにしています。保護者アンケートを実施・集計・公表し第三者委員に報告し、保育所運営の改善に繋げています。
職 員 へ の 研 修 の 実 施 状 況	年度当初に、職員の職位、職務内容に応じた研修計画を作成し、すべての職員が研修を受けられるよう配慮しています。
嘱 託 医	(内科) 岡田小児科医院 岡田 信親 (歯科) パール歯科医院 齋藤 祐子

3 施設の目的・運営方針

(1) 目的

児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、保育を必要とする児童の保育を行う。

(2) 運営方針

- 1 当園は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、良質な水準かつ適切な内容の保育の提供を行うことにより、すべての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指します。
- 2 当園は、保育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- 3 当園は、園児の属する家庭及び地域の様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て支援等を行うよう努めます。
- 4 当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令を遵守し運営を行います。

4 保育を提供する日及び時間

開園日	月曜日から土曜日まで	
開園時間	午前7時30分から午後7時00分まで	
保育時間	標準	午前7時30分から午後6時30分まで (延長保育)夕：午後6時30分から午後7時00分まで
	短時間	午前8時00分から午後4時00分まで (延長保育)朝：午前7時30分から午前8時00分まで 夕：午後4時00分から午後7時00分まで
	休園日	日曜日、祝祭日

5 利用料金

(1) 保育料

① 種類及び金額

横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則（平成27年横手市規則第37号）に基づき横手市が決定した額を、期日までに横手市へ納めてください。

② 支払いを求める理由

保育に係る費用の一部を保護者の方にも負担していただくため。なお、上記規則は、世帯の所得の状況その他の事情を勘案した額を定めています。

(2) 延長保育料

① 種類及び金額

◇標準時間保育認定区分に該当する方

午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分までの範囲以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、

- ・午後 6 時 30 分～午後 7 時 00 分まで

◇短時間保育認定区分に該当する方

午前 8 時 00 分～午後 4 時 00 分までの範囲以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、

- ・午前 7 時 30 分～午前 8 時 00 分まで
- ・午後 4 時 00 分～午後 7 時 00 分の範囲内

上記に該当する時間外保育利用については、横手市にお支払いいただく通常の保育料の他に、当園へ 1 時間あたり 100 円を納めて下さい。

<延長保育料発生のタイミングについて>

上記、延長該当時間で 10 分を超えたら延長保育料が発生します。

◇短時間保育認定区分の方

- ・登園が 7 時 50 分より早い場合
- ・降園が 16 時 10 分を過ぎた場合

◇標準時間認定区分の方

- ・降園が 18 時 40 分を過ぎた場合

② 支払いを求める理由

延長して利用する時間帯に、人件費、光熱水費等の費用がかかるためです。

(3) 保育・教育の提供に要する実費に係る利用者負担

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
延長保育料	延長保育に係る利用者負担	1 時間 100 円
一時預かり保育料	一時預かり事業利用料（給食費別途） ※一日単位は 4 時間以上の場合です。	半日 1,000 円 一日 2,000 円
主食費代	完全給食提供のため（3 歳以上児のみ） ※園都合による休園等の場合は 1 食 50 円減額します。	月 1,000 円
行事用	遠足バス代、施設等の保護者入館料等	実費（未定）
卒園記念写真代	卒園記念写真（年長組）	1,000 円程度
通園バス代	通園バス利用者	月 2,000 円 (片道 1,000 円)
副食費	令和元年 10 月からの幼児教育・保育 無償化に伴う、副食費の実費徴収 (県及び市より助成される場合があります)	月 4,500 円

6 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	4,290.82 m ²
	園庭	828.00 m ²
園舎	構造	鉄骨造一部2階建
	延べ面積	1,106.94 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
ほふく室 乳児室	1室	64.82 m ²
保育室	4室	46.50 m ² ・40.30 m ² ・26.43 m ² ・26.43 m ²
遊戯室	1室	182.00 m ²
調理室	1室	33.45 m ²
医務室	1室	11.40 m ²
事務室	1室	39.60 m ²
一時預かり室	1室	10.20 m ²

7 職員の設置状況（令和3年4月1日現在）

職種	員数	職務
園長	1	保育・教育の質の向上、職員・業務の管理など
主任保育士	1	園長の補佐、保育計画の立案、保育士の統括など
保育士	11	保育計画の立案、実施、記録、乳幼児の保育など
看護師	1	園児・職員の健康管理、健康記録など
栄養士(委託)	1	発達段階に沿った献立の作成、衛生管理、食育など
調理員(委託)	2	献立に基づく調理業務、食育に関する業務など

8 提供する保育等の内容

児童福祉法、子ども子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。
<入園のしおりをご参照下さい>

9 給食について

給食の方針	◇食べることを楽しむ子ども、お腹のすくりズムがわかる子どもを育てます。
昼食・おやつ	◇昼食は、季節に応じたものを取り入れながら、栄養のバランスのとれた食事を提供します。 ◇3歳未満児は完全給食です。園からおかずとご飯を提供します。おやつは、午前午後1回ずつ提供します。 ◇3歳以上児は副食給食ですが、温かいご飯の提供と衛生管理上の観点から主食であるごはんも提供します。そのため3歳以上児は主食費を頂くこととなります。 おやつは午後1回提供します。 ◇3歳以上児はランチルームで、3歳未満児はお部屋で食事をします。 ◇献立表は、前月末に配布します。
アレルギー等への対応	◇アレルギーのあるお子さんや離乳食の必要なお子さんは、個別に相談し、お子さんに合った献立表を作成します。 ◇アレルギーのある方はアレルギー疾患生活管理指導表を医師から記入してもらい提出していただきます。

10 緊急時の対応

保育中にお子さんが体調を崩したり、怪我をした場合は、看護師が手当てをして対応します。保護者に連絡するとともに、囑託医に相談する等適切な対応に努めます。また、感染症の発症・流行状況を「おりこう連絡メール」配信で提供し、蔓延防止のために囑託医に相談、指示を仰ぎ、適切な措置をとります。

11 非常災害時の対策

非常時の対応	◇不審者、自然災害等、緊急事態発生時のマニュアルを作成し、対応表を常に職員室に掲示しています。 ◇避難訓練を実施することにより、職員にマニュアルの周知を徹底し、緊急事態が発生した際には、子どもを適切に避難等させます。
避難場所	にしの杜保育園駐車場・西地区スポーツセンター体育館駐車場
防災設備	消火器 12 本、火災報知器、火災受信機
避難・消火訓練	避難訓練年 12 回、消火訓練年 2 回 自衛消防訓練年 1 回 防犯訓練年 6 回

1.2 要望・苦情等に関する相談窓口

受付担当者	主任保育士 信太 敦子
解決責任者	園 長 有原 養子
第三者委員	加藤ヨウ子 横手市十文字町谷地新田字根木場 17 番地 近 孝夫 横手市十文字町植田字植田 137 番地 佐藤 忠道 横手市十文字町睦合字上谷地 6 番地

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1.3 利用者に対する保険の種類、保険事故、保険金額

当園においては、以下の保険に加入しています。

全国社会福祉協議会（保育所の損害補償）		
基	対人賠償（1名1事故）	1億円・7億円
	対物賠償（1事故）	1,000万円
本	受託・管理財物賠償（期間中）	200万円
	内現金補償限度額（期間中）	20万円
保	人格権侵害（期間中）	1,000万円
	事故対応特別費用（期間中）	500万円
障	被害者対応費用（見舞金）	5万円
	1名につき1事故	10万円限度
園	死亡保険金	121万2千円
児	後遺傷害保険	4%～100%
の	入院保険金（1日当り）	1,700円
傷	手術保険金	日額の10倍
害	通院保険金（1日当り）	1,100円
事		
故		

1.4 その他

(1) 「保育所保育要録」の小学校への送付について

年長児については、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）第2章4(2)ウに基づき、就学に際し、小学校での生活や学びにつなげていけるよう、保育所保育要録を小学校へ送付します。保育所保育要録には、

お子さんの成長過程を振り返り、その姿や発達の状態を記載します。

(2) 「おりこう連絡メール」の利用について

自然災害・急な日程変更・安全確保に関わる情報提供の際に活用するおりこう連絡メールシステムを運用しています。登録したい携帯等のメールアドレスの登録をお願いします。

(3) 与薬依頼書について

保育士が保護者に代わって与薬する際は与薬依頼書の記入及び提出が必要となります。

(4) 意見書及び登園届について

保育園は児童が集団で活動を共にする場です。感染症の集団発生や流行を防ぐためにも、医師による意見書、または保護者記入の登園届の提出が必要となる場合があります。